

点検評価表(県出資25%未満の財団法人等)

1 団体の概要

(令和6年4月1日現在)

団体名	一般財団法人静岡県勤労者信用基金協会		
所在地	静岡市葵区黒金町5-1	設立年月日	昭和53年8月1日
代表者	理事長 赤池 浩章	県所管課	経済産業部就業支援局労働雇用政策課
設立目的(定款)	静岡県下の勤労者、年金受給者及び個人事業主等(以下「勤労者」という。)の信用力を補完する事によって金融の円滑化を図り、もって勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与する事を目的とする。		
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律		
団体ホームページ	http://plaza3.dws.ne.jp/~scn00855/kinshinkyoinde.html		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県労働金庫	530,000	5.3%
静岡県	300,000	3.0%
市町(23市、12町)	182,857	1.8%
労働組合等(1,749団体)	20,617	0.2%
その他	9,034,169	89.7%
基本財産(資本金)計	10,067,643	100.0%

役職員の状況(人)			
常勤役員	2	常勤職員	6
うち県OB	-	うち県OB	
うち県派遣	-	うち県派遣	
非常勤役員	17	非常勤職員	
役員計	19	職員計	6

2 行政施策との関係

(1) 団体活動に係る行政施策の目的

労働者向けの各種施策を行うことで労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 上記を代替・補完する団体活動の概要

勤労者等が金融機関から融資を受ける場合の当該債務について保証を行い融資を受けやすくすることで、勤労者福祉に係る労働行政を補完し、勤労者等の経済的地位の向上に寄与している。

3 これまでの改革の取組

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「勤労者生活支援特別融資制度」に一定期間の返済猶予を追加した。 ・信用リスクの高い案件の増加により、代位弁済の増加と自己破産の申立て増加による回収率の悪化が中期的な課題であるため、債務保証損失引当金の算出方法について、従来の求償権の査定状況ではなく、回収実績見込みに基づく貸倒実績率の算出方法に変更することとした。
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅資金の高額化が原因による案件が増加していることから将来的なデフォルトに備えるため収支差額変動準備積立資産への積み増しを実施。 ・未組織勤労者の更なる利用促進を図るため、静岡県労働金庫との実務者レベルの事務協議を継続し、保証規程の見直しを実施。 ・現行システムの保守の延長期間が令和8年度上期までのため新たなシステムの構築に向け、具体的な検討に入る。
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたため、18、19歳について親権者の同意を不要とする融資保証の取扱いを開始。 ・基幹システムの新たな構築に関し、今後の方向性を確認。詳細な要件定義や既存システムからの抽出費用等を令和5年度上期には最終決定し、下期から導入に向けた具体的作業に着手する。
令和6年度 (6月時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・未組織勤労者の更なる利用促進を図るため、静岡県労働金庫との実務者レベルの事務協議を継続し、保証規程の見直しを実施。 ・新築住宅建設資金の高騰から1件あたりの融資金額も増加しており、将来的なデフォルトに備えるため収支差額変動準備積立金への積み増しを実施。 ・基幹システムの更改について、2025年4月稼働に向け、基本設計からシステムテスト、環境構築等の工程スケジュールを確実に進めていく。

4 実施事業

(単位:千円 / R5以前は決算額、R6は予算額)

1	事業名	債務保証事業		事業区分	自主事業									
	事業費	R3	R4	R5	R6									
		326,041	350,311	368,635	450,790									
	事業概要	<p>・静岡県下の勤労者等の信用力を補完することによって金融の円滑化を図り、もって勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>・静岡県下に住所または勤務先を有する勤労者等が静岡県労働金庫等から融資を受ける場合に、金庫等に対して負担する債務の保証を行う。</p>												
実績等	<p>新規債務保証金額</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>70,381百万円</td> <td>69,122百万円</td> <td>62,424百万円</td> <td>71,976百万円</td> <td>67,113百万円</td> </tr> </table>				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	70,381百万円	69,122百万円	62,424百万円	71,976百万円	67,113百万円
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度										
70,381百万円	69,122百万円	62,424百万円	71,976百万円	67,113百万円										

2	事業名			事業区分	
	事業費	R3	R4	R5	R6
	事業概要				
実績等					

3	事業名			事業区分	
	事業費	R3	R4	R5	R6
	事業概要				
実績等					

4	事業名			事業区分	
	事業費	R3	R4	R5	R6
	事業概要				
実績等					

5 点検評価(県所管課記載)

点検項目	県所管課意見				
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	勤労者等の経済的地位の向上と福祉増進のための融資円滑化には、安定した経営基盤が求められるため、県の出資は必要である。				
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		R3決算	R4決算	R5決算	R6予算
	県支出額(千円)				
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
	県派遣職員(人)				

6 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

代位弁済する資力を示す代弁能力係数が基準値の1を大幅に上回る54.78であることから、当該法人は健全な経営に取り組んできたと思われる。今後も的確な債務保証の履行等を通じて健全経営を図りつつ、一方で勤労者等の経済的地位の向上と福祉の増進という目的を達成するために必要な債務保証は行い、両者のバランスを図って事業を行っていくことが肝要と考える。

県としては、今後も団体との情報交換を密にし、団体が事業目的に沿って健全経営を確保できるよう経営状況報告等により団体の経営動向を確認していく。